

# 石川県公報

令和4年10月31日（月曜日）

号 外

（第 88 号）

## 目 次

告 示	
○鳥獣保護区の区域の変更	(自然環境課) 1
○鳥獣保護区の存続期間の更新	(同) 1
○鳥獣保護区の指定の解除	(同) 3
○狩猟鳥獣の捕獲の禁止	(同) 4
○特定猟具使用禁止区域の指定	(同) 6

## 告 示

### 石川県告示第410号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第2項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の区域を変更した。

令和4年10月31日

石川県知事 馳 浩

#### 1 名称

小木鳥獣保護区

#### 2 区域

鳳珠郡能登町字越坂地内の城ヶ崎先端と同町字小木の日和山鼻先端とを結ぶ線から内陸側の蓬莱島を含む九十九湾一円

#### 3 面積

35ヘクタール

#### 4 存続期間

平成19年11月1日から令和9年10月31日まで

#### 5 保護に関する指針

##### (1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

##### (2) 指定目的

小木鳥獣保護区は、能登半島の東岸富山湾に接し、一帯はアカマツ林やスダジイ、タブノキなどの常緑広葉樹林、コナラなどからなる二次林が広がり、アオサギ、ヒヨドリ、メジロなど多くの鳥類が生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも九十九湾の区域は、他では見られない大小の入り江からなる典型的なリアス式海岸に囲まれており、多種多様な鳥類の良好な採餌、休息場となっている。

このため、当該区域は鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

##### (3) 管理方針

定期的な巡視をすることで、鳥獣の安定的な生息環境の保持を図り、著しい環境変化の抑制を図るものとする。

### 石川県告示第411号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新した。

令和4年10月31日

石川県知事 馳 浩

## 1 名称

手取地区鳥獣保護区

## 2 区域

白山市中島町地内の国道157号と主要地方道小松鳥越鶴来線との交点を起点とし、同所から同国道を南に進み同市吉野地内にて国道360号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み白山市道釜清水河合線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道釜清水上野線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み主要地方道小松鳥越鶴来線との交点に至り、同所から同主要地方道を北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

## 3 面積

503ヘクタール

## 4 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

## 5 保護に関する指針

## (1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

## (2) 指定目的

当該地域は当県の南部に位置する標高約150mの平地である。指定地域の中央部で手取川と大日川が合流し、水面面積が357haであり、総面積の約71%を占める。これらの河川の周辺には水田が広がっている。

当該地域の周辺にはスギ植林地、コナラ等の雑木林が分布し、ツキノワグマやニホンザルが生息している。また、溪流でしか確認できないカワガラスや国の絶滅危惧ⅠA類、石川県の絶滅危惧Ⅰ類に選定されているチゴメズを始め多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

## (3) 管理方針

雑木林や渓谷等の鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。

## 1 名称

専光寺鳥獣保護区

## 2 区域

金沢市普正寺町地内の犀川河口左岸を起点とし、同所から同川左岸を上流に進み普正寺橋との交点に至り、同所から同橋を渡り、市道2級幹線316号普正寺金石線との交点に至り、同所から同市道を南に進み主要地方道松任宇ノ気線との交点に至り、同所から同主要地方道を南に進み市道二塚1号専光寺町線との交点に至り、同所から西に進み安原川左岸との交点に至り同川を南西に進み市道安原11号下安原町線1号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み同市道の北西端から最短距離で海岸汀線に至り、同所から海岸汀線を北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

## 3 面積

150ヘクタール

## 4 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

## 5 保護に関する指針

## (1) 指定区分

身近な鳥獣生息地

## (2) 指定目的

専光寺鳥獣保護区は、金沢市の海岸松林が続く地帯にあり、石川県健民海浜公園や同園野鳥の森(普正寺の森)、大池などがあり、ムクドリ、キジ、メジロ、カルガモなど多くの鳥獣の生息地として知られ探鳥会などが開催されるなど環境的に恵まれている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な地域と認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条1項に規定する鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

## (3) 管理方針

区域内には石川県健民海浜公園内の小路の森や大池等があり、生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

## 1 名称

清水鳥獣保護区

## 2 区域

輪島市門前町清水地内の市道門前中学校線と市道走出田村線との交点を起点とし、同所から市道門前中学校線を西南西から西に進み通称芳木農道との交点に至り、同所から通称象鼻山尾根づたいに東北に進み市道和田中谷内線との交点に至り、同所から同市道を南南東に進み起点に至る線に囲まれた区域

## 3 面積

18ヘクタール

## 4 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

## 5 保護に関する指針

## (1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

## (2) 指定目的

当該地域は、ハヶ川と浦上川の合流地点より西部の右岸に位置し、スギ、アテ等の人工林や、コナラ等の広葉樹で森林が形成されている。このような自然環境を反映して、アオサギ、カワラヒワ、シジュウカラ、ヒヨドリ、ホオジロ、ミサゴ等の留鳥やサシバ等の夏季の渡り鳥やカワアイサ等の冬季の渡り鳥の渡来する、野生鳥獣の生息に適した環境である。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

## (3) 管理方針

当該地域は多数の留鳥や猛禽類のサシバ、ミサゴの生息地として重要な区域のため、鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

**石川県告示第412号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第8項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を解除した。

令和4年10月31日

石川県知事 馳 浩

## 1 名称

甲鳥獣保護区

## 2 鳥獣保護区の区域

鳳珠郡穴水町曾良地内の主要地方道能都穴水線と町道曾良小又線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を北東に進み同町小甲地内の海岸汀線に至り、同所から同汀線沿いに起点に至る線に囲まれた区域

## 3 面積

120ヘクタール

## 4 存続期間

平成25年11月1日から令和5年10月31日まで

## 5 解除日

令和4年10月31日

## 1 名称

深見鳥獣保護区

## 2 鳥獣保護区の区域

輪島市深見町地内の市道深見1号線と一般県道五十里深見線との交点を起点とし、同所から同県道を南東に進み林道大箱鉢伏線の起点に至り、同所から同林道を南に進み鉢伏八号橋に至り、同所から十文字山に通じる尾根を東に進み同山に至り、同所から大平(標高314.3m)に通じる尾根を北に進み同大平を経て東谷川に至り、同所から同川を北東に進み通称朝ヶ谷内の尾根に至り、同所から松の木谷川沿いに水落を南東に進み一般県道五十里深見線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み能登町地内の町道北河内5号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道2級大箱北河内1号線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み町道2級当目1号線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道当目8号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み林道田代線との交点に至り、同所から同林道を北西に進み輪島市と能登町との行政区界との交点に至り、同所から北東に進み林道大箱鉢伏線との交点に至り、同所から同林道を南西に進み林道神田川線との交点に至り、同所から同林道を西に進み林道高鉢線との交点に至り、同所から同林道を北に進み同林道の北東端部から約100m北に進み防衛道路(高洲山東南部)に取り付き、同道路を北に進み市道深見3号線との交点に至り、同所から同市道を北北西に進み市道深見12号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道深見1号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み起点に至る線に囲まれた区域

## 3 面積

1,449ヘクタール

## 4 存続期間

平成28年11月1日から令和8年10月31日まで

## 5 解除日

令和4年10月31日

### 石川県告示第413号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第12条第2項の規定により、次のとおり狩猟鳥獣の捕獲を禁止する。

令和4年10月31日

石川県知事 馳 浩

## 1 名称

西保狩猟鳥獣(イノシシ、ニホンジカを除く。)捕獲禁止区域

## 2 区域

輪島市西二又町地内の主要地方道輪島浦上線、市道西二又1号線及び西二又2号線との交点を起点とし、同所から市道西二又1号線を東に進み山道を経て鳥毛橋に至り、同所から林道大沢線を南東に進み林道小池線との交点に至り、同所から同林道を東南東に進み林道佐比野線を経てNTT佐比野無線中継所管理道路との交点に至り、同所から同管理道路を南に進み林道縄又線との交点から更に西南西に進み西二又町と旧門前町との字界に至り、同所から同字界を南西に進み主要地方道輪島浦上線を経て更に北に進み久佐木峠に至り、同所から山道を北東に進み市道西二又2号線を経て起点に至る線に囲まれた区域

## 3 面積

1,010ヘクタール

## 4 捕獲を禁止する期間

令和4年11月1日から令和9年3月31日まで

## 1 名称

深見狩猟鳥獣(イノシシ、ニホンジカを除く。)捕獲禁止区域

## 2 区域

輪島市深見町地内の市道深見1号線と一般県道五十里深見線との交点を起点とし、同所から同県道を南東に進み林道大箱鉢伏線の起点に至り、同所から同林道を南に進み鉢伏八号橋に至り、同所から十文字山に通じる尾根を東に進み同山に至り、同所から大平(標高314.3m)に通じる尾根を北に進み同大平を経て東谷川に至り、同所から同川を北東に進み通称朝ヶ谷内の尾根に至り、同所から松の木谷川沿いに水落を南東に進み一般県道五十里深見線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み能登町地内の町道北河内5号線との交点に至り、同所から同町道を

南に進み町道2級大箱北河内1号線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み町道2級当目1号線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道当目8号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み林道田代線との交点に至り、同所から同林道を北西に進み輪島市と能登町との行政区界との交点に至り、同所から北東に進み林道大箱鉢伏線との交点に至り、同所から同林道を南西に進み林道神田川線との交点に至り、同所から同林道を西に進み林道高鉢線との交点に至り、同所から同林道を北に進み同林道の北東端部から約100m北に進み防衛道路(高洲山東南部)に取り付き、同道路を北に進み市道深見3号線との交点に至り、同所から同市道を北北西に進み市道深見12号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道深見1号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み起点に至る線に囲まれた区域

### 3 面積

1,449ヘクタール

### 4 捕獲を禁止する期間

令和4年11月1日から令和9年3月31日まで

### 1 名称

三波狩猟鳥獣(イノシシ、ニホンジカを除く。)捕獲禁止区域

### 2 区域

鳳珠郡能登町地内の国道249号と一般県道鈴ヶ嶺矢波線との交点を起点とし、同所から同県道を北北西に進み町道矢波6号線との交点に至り、同所から同町道を北東及び北に進み町道波並2号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道藤波矢波1号線との交点に至り、同所から同町道を北東及び南東に進み同町波並地内から林道波並藤波線に通じる尾根道との交点に至り、同所から同尾根道を北東に進み林道波並藤波線との交点に至り、同所から同林道を東及び南東に進み町道藤波矢波1号線との交点に至り、同所から同町道を北及び北東に進み県道与呂見藤波線との交点に至り、同所から同県道を南に進み国道249号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

### 3 面積

305ヘクタール

### 4 捕獲を禁止する期間

令和4年11月1日から令和9年3月31日まで

### 1 名称

小木狩猟鳥獣(イノシシ、ニホンジカを除く。)捕獲禁止区域

### 2 区域

鳳珠郡能登町字越坂地内の主要地方道能都内浦線と同町字越坂と同町字新保との字界との交点を起点とし、同所から同字界を南西に進み通称袖ヶ浜の海岸汀線との交点に至り、同所から同汀線を南西に進み城ヶ浜先端に至り、同所から同町字小木の日和山鼻先端とを結ぶ線から内陸側の蓬莱島を含む九十九湾一円を除き、さらに海岸汀線を南西に進み同町字小木と同町字姫との字界との交点に至り、同所から同字界を北東に進み県道小木時長線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み林道市之瀬線との交点に至り、同所から同林道を北東に進み市之瀬集落の町道2級小木市之瀬1号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み主要地方道能都内浦線との交点に至り、同所から同主要地方道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域

### 3 面積

215ヘクタール

### 4 捕獲を禁止する期間

令和4年11月1日から令和9年3月31日まで

### 1 名称

珠洲中央狩猟鳥獣(イノシシ、ニホンジカを除く。)捕獲禁止区域

### 2 区域

珠洲市若山町延武地内の国道249号と市道726号との交点を起点とし、同所から同市道を南西に進み輪島市との行政区界との交点に至り、同所から同行政区界を北西に進み主要地方道珠洲里線との交点に至り、同所から同主要地

方道を北東に進み一般県道上黒丸大谷線との交点に至り、同所から同県道を北に進み国道249号との交点に至り、同所から同国道を南東に進み主要地方道大谷狼煙飯田線との交点に至り、同所から同主要地方道を北東に進み一般県道高屋出田線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み国営農用地開発幹線道路との交点に至り、同所から同幹線道路を西に進み国道249号との交点に至り、同所から同国道を南東に進み起点に至る線に囲まれた区域

## 3 面積

2,810ヘクタール

## 4 捕獲を禁止する期間

令和4年11月1日から令和9年3月31日まで

## 1 名称

奥能登狩猟鳥獣(イノシシ、ニホンジカを除く。)捕獲禁止区域

## 2 区域

珠洲市大谷町地内の国道249号と一般県道上黒丸大谷線との交点を起点とし、同所から同県道を南南西に進み同町森吉・外山及び若山町吉ヶ池地内を経て、同町上黒丸地内の主要地方道珠洲里線との交点に至り、同所から同主要地方道を西南西に進み八太郎峠に至り、同所から珠洲市と輪島市との行政区界を北西に進み国道249号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

## 3 面積

3,175ヘクタール

## 4 捕獲を禁止する期間

令和4年11月1日から令和9年3月31日まで

## 1 名称

奥七海狩猟鳥獣(イノシシ、ニホンジカを除く。)捕獲禁止区域

## 2 区域

鳳珠郡穴水町字此木地区の主要地方道七尾輪島線と一般県道柏木穴水線(通称珠洲道路)との交点を起点とし、同所から同県道を北に進み町道北七海新道線との交点に至り、同町道を北西及び北に進み穴水町と輪島市との行政区界との交点(通称切割)に至り、同所から同行政区界を東に進み一般県道漆原下出線との交点に至り、同所から同県道を南に進み国道249号との交点に至り、同所から同国道を西に進み主要地方道七尾輪島線との交点に至り、同所から同主要地方道を南に進み町道金刀比羅線との交点に至り、同所から同町道を北に進み主要地方道七尾輪島線との交点に至り、同所から起点に至る線に囲まれた区域

## 3 面積

1,457ヘクタール

## 4 捕獲を禁止する期間

令和4年11月1日から令和9年3月31日まで

## 1 名称

甲狩猟鳥獣(イノシシ、ニホンジカを除く。)捕獲禁止区域

## 2 区域

鳳珠郡穴水町曾良地内の主要地方道能都穴水線と町道曾良小又線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を北東に進み同町小甲地内の海岸汀線に至り、同所から同汀線沿いに起点に至る線に囲まれた区域

## 3 面積

120ヘクタール

## 4 捕獲を禁止する期間

令和4年11月1日から令和9年3月31日まで

**石川県告示第414号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

令和4年10月31日

石川県知事 馳 浩

## 1 名称

橋立地区宮町周辺特定猟具使用禁止区域(銃器)

## 2 区域

加賀市小塩町地内の県道深田片野下福田線と市道A368号と交点を起点とし、同所から同市道を東に進み市道A419号との交点に至り、同所から同市道を南に進み北陸自動車道との交点に至り、同所から同自動車道下り車線に沿って南西に進み市道A124号との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道A372号との交点に至り、同所から同市道を西に進み主要地方道橋立港線との交点に至り、同所から同主要地方道を南に進み市道A156号との交点に至り、同所から同市道を北西に進み農道5040-8号との交点に至り、同所から同農道を南西に進み農道5040-10号との交点に至り、同所から同農道を北西に進み市道A159号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み農道5040-6号との交点に至り、同所から同農道を北に進み県道深田片野下福田線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

## 3 面積

122ヘクタール

## 4 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

## 5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 1 名称

分校地区周辺特定猟具使用禁止区域(銃器)

## 2 区域

加賀市動橋町地内の主要地方道山中伊切線と県道串加賀線との交点を起点とし、同所から同県道を北東に進み農道4110-19号との交点に至り、同所から同農道を北に進みJR北陸本線との交点に至り、同所から同JR線上り線に沿って北東に進み高塚踏切に至り、同所から小松市との行政区界を南西に進み国道8号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み主要地方道山中伊切線との交点に至り、同所から同主要地方道を北に進み起点に至る線に囲まれた区域

## 3 面積

60ヘクタール

## 4 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

## 5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 1 名称

山田特定猟具使用禁止区域(銃器)

## 2 区域

加賀市大聖寺敷地町地内の一般県道串加賀線と市道A123号線との交点を起点とし、同所から同市道を北西に進み市道A295号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進みさらにその延長線を150メートル進み加賀市中央公園外側の耕作道との交点に至り、同所から耕作道を北東に進み市道C75号線との交点に至り、同所から市道を東に進み市道C74号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道C80号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み同市作見町地内の市道C268号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み同市富塚町地内の市道C90号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み農道3120-38号線との交点に至り、同所から同農道を北東に進み農道3120-39号線との交点に至り、同所から同農道を北東に進み同市片山津町地内の農道3110-39号線との交点に至り、同所から同農道を東に進み農道3110-37号線との交点に至り、同所から同農道を東に進み農道3110-31号線との交点に至り、同所から同農道を北に進み市道C2号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み一般県道片山津山代線との交点に至り、同所から同県道を南へ進み市道C480号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み

同市動橋町地内の主要地方道山中伊切線との交点に至り、同所から同主要地方道を西へ進み同市作見町地内の一般県道串加賀線との交点に至り、同県道を西に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

450ヘクタール

4 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

---

1 名称

八丁川特定猟具使用禁止区域(銃器)

2 区域

小松市白江町地内の梯川右岸と国道305号との交点を起点とし、同所から同川右岸を下流に進みJR北陸本線上り側との交点に至り、同所から同川左岸を下流に進み梯大橋、小松大橋を経て小松市水道局の水管橋との交点に至り、同所から同川右岸を上流に進みJR北陸線下り側との交点に至り、同所から同鉄道を北東に進み一般県道粟生小松線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み国道8号との交点に至り、同所から同県道を北東に進み能美市の市道寺井小長野線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道健康ロード1号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み主要地方道鶴来小松線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み一般県道和气寺井線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道寺井湯谷線との交点に至り、同所から同市道を東から南南西に進み、同所から市道佐野湯谷線との交点に至り、同所から同市道を南南西に進み市道佐野湯谷線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道末信河田線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道大長野牛島線との交点に至り、同所から同市道を西南西に進み市道小長野小杉線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道大長野佐野線との交点に至り、同所から同市道を西に進み国道305号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

490ヘクタール

4 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

---

1 名称

佐美特定猟具使用禁止区域(銃器)

2 区域

小松市と加賀市との行政区界と主要地方道小松加賀線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を北東に進み小松市浜佐美地内の市道佐美浜佐美1号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み一般県道日末村松線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み同市佐美町地内の市道佐美町東側線を東南に進み市道佐美日末線との交点から市道佐美町東側線をさらに南西、南へと進み一般県道潮津串線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み加賀市との行政区界との交点に至り、同所から同区界を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

114ヘクタール

4 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

---

1 名称

粟津特定猟具使用禁止区域(銃器)

## 2 区域

小松市那谷町地内の主要地方道小松山中線と主要地方道丸山加賀線の交点を起点とし、同所から主要地方道丸山加賀線を北西に進み国道8号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み国道305号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み市道二ツ梨矢田野線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み国道8号(小松バイパス)との交点に至り、同所から同国道を北東に進み一般県道高塚栗津線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み市道矢田野馬場線との交点に至り、同所から同市道を南に進み主要地方道小松山中線との交点に至り、同所から同主要地方道を南西に進み起点に至る線に囲まれた地域

## 3 面積

374ヘクタール

## 4 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

## 5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 1 名称

国府特定猟具使用禁止区域(銃器)

## 2 区域

小松市古府町地内の市道上八里白江線と市道古府埴田線との交点を起点とし、同所から市道古府埴田線を南東に進み主要地方道金沢小松線との交点に至り、同所から同主要地方道を南に進み市道荒木田佐々木線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道漆佐々木線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道金屋花坂線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道能美大橋線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道上八里白江線との交点に至り、同所から同市道を東北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

## 3 面積

138ヘクタール

## 4 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

## 5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 1 名称

岩内宮竹特定猟具使用禁止区域(銃器)

## 2 区域

能美市岩内町地内の加賀産業開発道路と市道岩内金剛寺線との交点を起点とし、同所から同開発道路を北東に進み県道小松鶴来線との交点に至り、同所から同県道を東に進み同市宮竹町及び灯台笹町地内を経て市道灯台笹大口線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み林道灯台笹大谷線との交点に至り、同所から同林道を南東に210m進んだ地点で南南西に360m進み市道大口7号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み同市大口町地内の県道小松辰口線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み同市坪野地内を経て同市金剛寺町地内の市道金剛寺1号線との交点に至り、同市から同市道を西に進み市道岩内金剛寺線との交点に至り、同所から同市道を北に進み起点に至る線に囲まれた区域

## 3 面積

660ヘクタール

## 4 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

## 5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 1 名称

川北特定猟具使用禁止区域(銃器)

## 2 区域

川北町字山田先出地内の一般県道金沢小松線の川北町コミュニティ&スポーツ公園入口を起点とし、同所から同県道を南に進み能美市出口町堤防に至り、同所から同堤防沿いを西に1,400m、北に425m進み河川管理用通路(川北町第2堤防上)に至り、同所から東に進み河川管理用通路(川北町第1堤防上)との交点に至り、同所から南東に河川管理用通路(川北町第1堤防上)を進み起点に至る線に囲まれた区域

## 3 面積

68ヘクタール

## 4 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

## 5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 1 名称

大浦特定猟具使用禁止区域(銃器)

## 2 区域

金沢市大浦町地内の一般県道向粟崎安江町線東蚊爪橋と大宮川左岸との交点を起点とし、同所から同県道を東に進み金腐川右岸との交点に至り、同所から同川を南に進み、大浦大橋、学校橋、金腐川橋を経て、千田橋と市道1級幹線58号大浦百坂線との交点に至り、同所から同市道を西に進み猫橋に至り、同所から大宮川左岸を下流に進み起点に至る線に囲まれた区域

## 3 面積

85ヘクタール

## 4 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

## 5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 1 名称

内灘海岸特定猟具使用禁止区域(銃器)

## 2 区域

河北郡内灘町と金沢市との行政区界と海岸汀線との交点を起点として、同所から同汀線を北東に進み河北潟放水路左岸との交点に至り、同所から同汀線を北東に進み同放水路の右岸との交点に至り、同所から同放水路の右岸を南東に進み主要地方道金沢田鶴浜線(のと里山海道)との交点に至り、同所から同主要地方道を北東に進み町道準幹6号線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み、町道準幹5号線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み県道高松内灘線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み主要地方道松任宇ノ気線との交点に至り、同所から同主要地方道を南西に進み内灘町大根布地内の金沢港港湾区域境界線との交点に至り同所から同区域境界線を南西に進み河北郡内灘町と金沢市との行政区画界に至り、同所から同行政区画界を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域

## 3 面積

949ヘクタール

## 4 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

## 5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 1 名称

高松・宇ノ気特定猟具使用禁止区域(銃器)

## 2 区域

かほく市高松地内の市道182号線と市道62号線との交点を起点とし、同所から市道62号線を東に進み主要地方道

高松津幡線との交点に至り、同所から同主要地方道を南南西に進み市道722号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み通称八方農道との交点に至り、同所から同農道を南東に進み通称コジカツ農道との交点に至り、同所から同農道を南に進み山道に入り同山道を南に進み市道63号線との交点に至り、同所から同市道を東南東に進み同市内高松と同市余地との字界との交点に至り、同所から同字界を南西に進み市道65号線と市道笠島3号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道笠島2号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み主要地方道高松津幡線との交点に至り、同所から同主要地方道を北北東に進み市道64号線との交点に至り、同所から同市道を西に進み市道182号線との交点に至り、同所から同市道を北北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

183ヘクタール

4 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

長曾川特定猟具使用禁止区域(銃器)

2 区域

鹿島郡中能登町徳前地内の国道159号と町道KB74号線との交点を起点とし、同所から同国道を南西に進み一般県道良川磯部線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み町道KB134号線との交点、同所から同町道を西に進み町道KB17号線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み町道R4号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み四ツ水口橋との交点に至り、同所から長曾川河川敷左岸を南西に進み一般県道久江鹿西線との交点に至り、同所から同県道を横断し農道能登部上176号線との交点に至り、同所から同農道を南西に進み農道能登部上19号線との交点に至り、同所から同農道を南南西に進み一般県道鹿西氷見線との交点に至り、同所から同県道を北に進み農道能登部下66号線との交点に至り、同所から同農道を南西に進み農道能登部下179号線との交点に至り、同所から同農道を南西に進み町道R84号線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み長曾川(沢橋)を横断し更に島田踏切を横断し主要地方道七尾羽咋線との交点に至り、同所から同主要地方道を北東に進み、一般県道良川磯部線との交点に至り、同所から同県道を東南東に進み町道295号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道KB135と良川と浅井の字界との交点に至り、同所から南に進み長曾川を横断し町道KB77号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み町道KB143号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道KB74号との交点に至り、同所から同町道を東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

316ヘクタール

4 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

